

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

2025年（令和7年）3月21日付け第2回藤沢市運賃協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
区域運行（オンデマンド型乗合バス）
別添運行エリア・停留所配置図のとおり
神奈川県藤沢市亀井野一丁目、亀井野、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、石川
2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - (1) 旅客運賃の割引・その他営業割引サービス

【変更】

ア 精神障がい者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護人（神奈中タクシー株式会社において介護人を必要と認める場合）が普通旅客運賃または回数旅客運賃において運賃を支払う場合は、普通旅客運賃の5割引に相当する額を適用する。

※普通旅客運賃及びその他の旅客運賃、旅客運賃の割引、営業割引制度は神奈川中央交通の適用方法に準ずるものとする。
3. 運賃を定める事業者の氏名又は名称
神奈中タクシー株式会社
4. 適用する期間又は区間その他条件を付す場合にはその条件
2025年（令和7年）5月1日から適用とする。

2025年（令和7年）3月28日
藤沢市運賃協議会



新規乗降ポイント